

| | |
|-----------|----|
| 積算基準 | 土木 |
| 現場中間検査 | 不要 |
| 工場等派遣中間検査 | 不要 |
| 樹木保険加入 | 不要 |

工 事 設 計 書

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------|--------|---|--|
| 事業年度 | 令和 8年度 | | | | |
| 設計年月 | 令和 年 月 | | | | |
| 予算科目 | 款 | 項 | 目 | 節 | |
| 工事場所 | 西京土木みどり事務所管内 | | | | |
| 路線名又は河川名等 | | | | | |
| 工事名 | 舗装道除草作業（西京土木みどり事務所管内） | | | | |
| 工期 | 契約日の翌日から120日間 | | | | |
| 事業課(所)名 | 西京土木みどり事務所 | 単価使用年月 | 令和 年 月 | | |
| 工事番号 | | 歩掛適用年月 | 令和 年 月 | | |
| 変更回数 | | 基準適用年月 | 令和 年 月 | | |
| 主工種 | | 単価地区 | | | |
| 前払金支出 | | 調整区分 | | | |

京都市 建設局

| |
|--------------------------|
| チェック欄 |
| <input type="checkbox"/> |

工事概要

| | | | | | |
|------------------|----|-------|-----------------|----|------|
| 道路除草工 | | | | km | 13.5 |
| 道路除草(複合) | m2 | 2,700 | 路面清掃(路肩部・人力・普通) | km | 4.9 |
| 路面清掃(路肩部・人力・少ない) | km | 5.4 | | | |
| | | | | | |

施工理由

本工事は、西京土木みどり事務所管内において除草及び路面清掃を実施することにより、道路環境の改善及び道路交通の安全確保を図るものである。

| | | 設計額 | | 請負額 | |
|---|---------|-----|-----|-----|-----|
| | | 金額 | 増減額 | 金額 | 増減額 |
| 工 | 事 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |
| 内 | 工 事 価 格 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |
| 訳 | 消費税相当額 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |
| 支 | 給 品 費 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

| | | |
|---------------|---------------|-------|
| 単 価 使 用 年 月 | 2026年3月 | |
| 歩 掛 適 用 年 月 | 2026年3月 | |
| 基 準 適 用 年 月 | 2026年3月 | |
| 単 価 地 区 | 2601: I 地区 | |
| 調 整 区 分 | 単独工事 | |
| 共通仮設費（率計上） | | |
| 主 たる 工 種 | 13:道路維持工事 | |
| 施 工 地 域 等 補 正 | 一般交通影響有り（2）－1 | 1.4 |
| I C T 施 工 補 正 | 補正なし | 1.0 |
| 週 休 2 日 補 正 | 補正なし | 1.00 |
| 現場管理費 | | |
| 施 工 地 域 等 補 正 | 一般交通影響有り（2）－1 | 1.2 |
| I C T 施 工 補 正 | 補正なし | 1.0 |
| 週 休 2 日 補 正 | 補正なし | 1.00 |
| 一般管理費 | | |
| 前払金支出割合による補正 | 補正を行わない | 1.00 |
| 財団法人等による補正 | 補正を行わない | 1.00 |
| 契約保証に係る補正率 | 補正しない | 0.00% |

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

| 工種 | 種別 | 細別 | 規格・条件 | 見積等項目名 | 単位 | 単価(円) | 施工費(諸雑費込)等の区分 | 備考 |
|-------|-------|-------------|-------|--------|----|--------|---------------|--------|
| 道路清掃工 | 路面清掃工 | 一般廃棄物(塵埃)処分 | 種別:塵埃 | | t | 17,620 | 処分費 | 管理費区分T |
| 道路清掃工 | 路面清掃工 | 土砂等処分 | 種別:土砂 | | m3 | 2,550 | 処分費 | 管理費区分T |
| 除草工 | 道路除草工 | 除草処分 | 種別:刈草 | | t | 17,430 | 処分費 | 管理費区分T |

設計内訳書 (本01)

| 工事名 | 舗装道除草作業 (西京土木みどり事務所管内) | | | | 事業区分 工事区分 | 道路維持・修繕 道路維持 | |
|------------------|--|----|-------|----|--------------|-----------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 道路維持 | | 式 | 1 | | | | |
| 道路清掃工 | | 式 | 1 | | | | |
| 路面清掃工 | | 式 | 1 | | | | |
| 路面清掃(路肩部・人力・普通) | 作業形態:人力,塵埃量:普通 | km | 4.9 | | | | |
| 路面清掃(路肩部・人力・少ない) | 作業形態:人力,塵埃量:少ない | km | 5.4 | | | | |
| 積込運搬 | ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積) | m2 | 3,100 | | | | |
| 一般廃棄物(塵埃)処分 | 種別:塵埃 | t | 0.8 | | | | |
| 土砂等運搬 | 種別:土砂 | m3 | 20 | | | | |
| 土砂等処分 | 種別:土砂 | m3 | 20 | | | | |
| 除草工 | | 式 | 1 | | | | |
| 道路除草工 | | 式 | 1 | | | | |
| 道路除草(複合) | 作業形態:機械除草(肩掛式・積込・運搬含む), 飛び石防護の有無:無し | m2 | 2,700 | | | | |
| 除草処分 | 種別:刈草 | t | 0.6 | | | | |

設計内訳書（本01）

| 工事名 | 舗装道除草作業（西京土木みどり事務所管内） | | | | 事業区分 工事区分 | 道路維持・修繕 道路維持 | | |
|---------------|-----------------------|----|----|----|--------------|-----------------|----|--|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 | |
| 仮設工 | | 式 | 1 | | | | | |
| 交通管理工 | | 式 | 1 | | | | | |
| 交通誘導警備員 | 交通誘導警備員B | 人日 | 12 | | | | | |
| 直接工事費 | | 式 | 1 | | | | | |
| 共通仮設 | | 式 | 1 | | | | | |
| 共通仮設費（率計上） | | 式 | 1 | | | | | |
| 純工事費 | | 式 | 1 | | | | | |
| 現場管理費 | | 式 | 1 | | | | | |
| 工事原価 | | 式 | 1 | | | | | |
| 一般管理費等 | | 式 | 1 | | | | | |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | | | | |
| 消費税額及び地方消費税額 | | 式 | 1 | | | | | |
| 工事費計 | | 式 | 1 | | | | | |

特記仕様書（個別工事編）

工事名 舗装道除草作業（西京土木みどり事務所管内）

工事場所 西京土木みどり事務所管内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html> に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html> に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は、対象外とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 週間工程表は、その該当箇所を施工する前週金曜日（閉庁日の場合は直前の開庁日）の12時までに監督職員へ提出すること。関係機関（警察、消防等）への配布が必要な場合は、受注者が配布を行うこと。
- 2 施工箇所において、同時期に他工事が施工される場合にあつては、各工事担当者と協議、工程調整を十分に行い、協調して工事すること。また、他工事の関係で作業の中断が生じた場合、その期間内においても責任をもって現場管理、安全管理に努め、遅滞なく施工再開出来るよう施工態勢を整備しておくこと。
- 3 詳細な着手時期については、監督職員の指示によるものとする。工程及び進捗状況等については、適宜監督職員に報告し、打合せを行ったうえで円滑な工事に努めること。
- 4 施工箇所について、現地確認等によりその内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議すること。
- 5 雑草の抜き取り後は、空洞が生じないように努めること。
- 6 処分量については、実施数量に応じて変更設計の対象とするため、処分伝票等を提示すること。

第2条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

| 配置場所 | 交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数) | 編成 | 昼間・夜間・ 24時間の別 | 交替要員の有無 |
|--------------------|-------------------------|-------------|------------------|---------|
| 通行止め区間を 除く施工範囲内 | 2名 | 交通誘導警備員B 2名 | 昼間 | 無 |

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第2条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

| 工種-種別等 | 細 別 | 確 認 項 目 |
|-----------------|------------------|-----------|
| 道路清掃工 -路面清掃工 | 路面清掃(路肩部・人力・普通) | 清掃完了後 |
| 道路清掃工 -路面清掃工 | 路面清掃(路肩部・人力・少ない) | 清掃完了後 |
| 除草工-道路除草工 | 道路除草(複合) | 各箇所の除草完了後 |

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 考 |
|----------------|--|-----------------------|
| 塵埃 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78番地 | 設計運搬距離 L = 14.2 km |
| 建設発生木材 (刈草) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78番地 | 設計運搬距離 L = 14.2 km |

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 考 |
|-------|------------------------------------|----------------------|
| 建設発生土 | (指定地処分) 豊坂建材株式会社 京都市西京区榎原芋峠60-3 | 設計運搬距離 L = 4.0 km |

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1か月までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図

舗装道除草作業（西京土木みどり事務所管内）

N

